

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 1 8 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 3 号

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

(瀬戸市財産条例の一部改正)

第 1 条 瀬戸市財産条例（昭和 3 9 年瀬戸市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(行政財産の目的外使用に係る使用料)</p> <p>第 1 0 条 法第 2 3 8 条の 4 第 7 項の規定により許可を受けて行政財産を供用する者は、次に定める額の使用料を納入しなければならない。</p> <p>(1) 土地の使用に係る使用料の額は、年額によるものにあつては当該土地の近傍類似地の固定資産評価額より算出される固定資産税課税標準額に 1 0 0 分の 5 を乗じて得た額、月額によるものにあつては年額による使用料の額の 1 2 分の 1 に相当する額、日額によるものにあつては年額による使用料の額の 3 6 5 分の 1 に相当する額。ただし、当該土地の使用期間が 1 月未満の場合は、当該算出した額に <u>1 0 0 分の 1 1 0</u> を乗じて得た額</p> <p>(2) 建物（建物に附随した土地を含む。）の使用に係る使用料の額は、年額によるものにあつては当該建物の適正な評価額に 1 0 0 分の</p>	<p>(行政財産の目的外使用に係る使用料)</p> <p>第 1 0 条 法第 2 3 8 条の 4 第 7 項の規定により許可を受けて行政財産を供用する者は、次に定める額の使用料を納入しなければならない。</p> <p>(1) 土地の使用に係る使用料の額は、年額によるものにあつては当該土地の近傍類似地の固定資産評価額より算出される固定資産税課税標準額に 1 0 0 分の 5 を乗じて得た額、月額によるものにあつては年額による使用料の額の 1 2 分の 1 に相当する額、日額によるものにあつては年額による使用料の額の 3 6 5 分の 1 に相当する額。ただし、当該土地の使用期間が 1 月未満の場合は、当該算出した額に <u>1 0 0 分の 1 0 8</u> を乗じて得た額</p> <p>(2) 建物（建物に附随した土地を含む。）の使用に係る使用料の額は、年額によるものにあつては当該建物の適正な評価額に 1 0 0 分の</p>

<p>10を乗じて算出した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額、月額によるものにあつては年額による使用料の額の12分の1に相当する額、日額によるものにあつては年額による使用料の額の365分の1に相当する額</p> <p>(3)及び(4) <省略></p> <p>2 <省略></p>	<p>10を乗じて算出した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額、月額によるものにあつては年額による使用料の額の12分の1に相当する額、日額によるものにあつては年額による使用料の額の365分の1に相当する額</p> <p>(3)及び(4) <省略></p> <p>2 <省略></p>
---	---

(瀬戸市スポーツ施設条例の一部改正)

第2条 瀬戸市スポーツ施設条例（昭和45年瀬戸市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

施設	区分	単位	金額
窯神グラウンド、陶祖グラウンド及び南ヶ丘運動広場	1月から3月まで、11月及び12月	午前6時から午前9時まで	円 550
		午前9時から正午まで	1,650
		正午から午後3時まで	1,650
		午後3時から午後6時まで	550
	4月から10月まで	午前6時から午前9時まで	820
		午前9時から正午まで	1,650
		正午から午後3時まで	1,650
		午後3時から午後6時まで	1,650
北グラウンド	1月から3月まで、11月及び12月	午前6時から午前9時まで	880
		午前9時から正午まで	2,640
		正午から午後3時まで	2,640
		午後3時から午後6時まで	880
	4月から10月まで	午前6時から午前9時まで	1,320
		午前9時から正午まで	2,640
		正午から午後3時まで	2,640
		午後3時から午後6時まで	2,640
南公園グラウンド	1月から3月まで、11月及び12月	午前6時から午前9時まで	880
		午前9時から正午まで	2,640

			正午から午後3時まで	2,640	
			午後3時から午後6時まで	880	
	4月から10月まで		午前6時から午前9時まで	1,320	
			午前9時から正午まで	2,640	
			正午から午後3時まで	2,640	
			午後3時から午後6時まで	2,640	
			午後6時から午後9時まで	2,640	
市民公園野球場	1月から3月まで、11月及び12月		午前6時から午前9時まで	1,100	
			午前9時から正午まで	3,300	
			正午から午後3時まで	3,300	
			午後3時から午後6時まで	1,100	
	4月から10月まで		午前6時から午前9時まで	1,650	
			午前9時から正午まで	3,300	
			正午から午後3時まで	3,300	
			午後3時から午後6時まで	3,300	
			午後6時から午後9時まで	3,300	
北テニスコート、市民公園Aテニスコート、市民公園Bテニスコート及び南ヶ丘テニスコート	1面につき		午前7時から午前9時まで	440	
			午前9時から午前11時まで	440	
			午前11時から午後1時まで	440	
			午後1時から午後3時まで	440	
			午後3時から午後5時まで	440	
			午後5時から午後7時まで	440	
			午後7時から午後9時まで	440	
市民公園プール	個人使用1人1回につき	一般	午前9時から午後5時まで	220	
		高校生	午前9時から午後5時まで	110	
		小学生及び中学生	午前9時から午後5時まで	50	
	団体使用(20人以上で使用する場合をいう。)1人1回につき		個人使用の金額から10分の1の額を減じた額		
	市民公園武道館	剣道場	1面につき	午前9時から正午まで	1,100
正午から午後3時まで				1,100	
午後3時から午後6時まで				1,100	
午後6時から午後9時まで				1,100	
個人使用1人			午前9時から正午まで	160	

		1回につき	正午から午後3時まで	160	
			午後3時から午後6時まで	160	
			午後6時から午後9時まで	160	
		柔道場	1面につき	午前9時から正午まで	1,100
				正午から午後3時まで	1,100
				午後3時から午後6時まで	1,100
				午後6時から午後9時まで	1,100
		個人使用1人1回につき	1回につき	午前9時から正午まで	160
				正午から午後3時まで	160
				午後3時から午後6時まで	160
				午後6時から午後9時まで	160
		市民公園弓道場	個人使用1人1回につき	午前9時から正午まで	110
正午から午後3時まで	110				
午後3時から午後6時まで	110				
午後6時から午後9時まで	160				
専用使用	午前9時から正午まで		2,200		
	正午から午後3時まで		2,200		
	午後3時から午後6時まで		2,200		
	午後6時から午後9時まで		3,300		
市民公園陸上競技場	団体使用	20人以上50人以下	午前9時から午後1時まで	1,100	
			午後1時から午後5時まで	1,100	
			午後5時から午後7時まで	440	
		51人以上100人以下	午前9時から午後1時まで	2,200	
			午後1時から午後5時まで	2,200	
			午後5時から午後7時まで	880	
		101人以上	午前9時から午後1時まで	3,300	
			午後1時から午後5時まで	3,300	
			午後5時から午後7時まで	1,320	
	個人使用1人1回につき	専用使用	午前9時から午後7時まで	110	
			午前9時から午後1時まで	4,120	
			午後1時から午後5時まで	4,120	
			午後5時から午後7時まで	1,650	
瀬戸市	第1競技場	午前9時から午前11時まで	2,200		
		午前11時から午後1時まで	2,200		
		午後1時から午後3時まで	2,200		

体育館 及び 瀬戸市 第二 体育館			午後3時から午後5時まで	2, 200
			午後5時から午後7時まで	4, 400
			午後7時から午後9時まで	4, 400
	第2競技場		午前9時から午前11時まで	1, 100
			午前11時から午後1時まで	1, 100
			午後1時から午後3時まで	1, 100
			午後3時から午後5時まで	1, 100
			午後5時から午後7時まで	2, 200
			午後7時から午後9時まで	2, 200
	第3競技場		午前9時から午前11時まで	1, 760
			午前11時から午後1時まで	1, 760
			午後1時から午後3時まで	1, 760
			午後3時から午後5時まで	1, 760
			午後5時から午後7時まで	3, 520
			午後7時から午後9時まで	3, 520
	会議室	1室につき	午前9時から午前11時まで	550
			午前11時から午後1時まで	550
			午後1時から午後3時まで	550
			午後3時から午後5時まで	550
			午後5時から午後7時まで	1, 100
			午後7時から午後9時まで	1, 100
バスケットボールコート	1面につき	午前9時から午前11時まで	1, 430	
		午前11時から午後1時まで	1, 430	
		午後1時から午後3時まで	1, 430	
		午後3時から午後5時まで	1, 430	
		午後5時から午後7時まで	2, 750	
		午後7時から午後9時まで	2, 750	
バレーボールコート	1面につき	午前9時から午前11時まで	1, 110	
		午前11時から午後1時まで	1, 110	
		午後1時から午後3時まで	1, 110	
		午後3時から午後5時まで	1, 110	
		午後5時から午後7時まで	1, 890	
		午後7時から午後9時まで	1, 890	
バドミントンコート	1面につき	午前9時から午前11時まで	650	
		午前11時から午後1時まで	650	

			午後1時から午後3時まで	650
			午後3時から午後5時まで	650
			午後5時から午後7時まで	930
			午後7時から午後9時まで	930
卓球台	1台につき		午前9時から午前11時まで	330
			午前11時から午後1時まで	330
			午後1時から午後3時まで	330
			午後3時から午後5時まで	330
			午後5時から午後7時まで	550
			午後7時から午後9時まで	550
トレーニングルーム	1人1回につき		午前9時から午後9時まで	110
	1人1月につき		午前9時から午後9時まで	1,650
南ヶ丘野球場	1月から3月まで、11月及び12月		午前6時から午前9時まで	1,100
			午前9時から正午まで	3,300
			正午から午後3時まで	3,300
			午後3時から午後6時まで	1,100
	4月から10月まで		午前6時から午前9時まで	1,650
			午前9時から正午まで	3,300
			正午から午後3時まで	3,300
			午後3時から午後6時まで	3,300

備考 <省略>

別表第3（第5条関係）

施設	区分	単位	金額	備考
南公園グラウンド	夜間照明設備	最初の1時間まで	円6,600	利用期間は、4月から10月までとし、点灯時間は、午後6時から午後9時までの間とする。
		以後30分ごと	3,300	
市民公園野球場	夜間照明設備	最初の1時間まで	8,800	
		以後30分ごと	4,400	
市民公園Aテニスコート	夜間照明設備	1面につき1時間ごと	440	
瀬戸市体育館第1競技場	照明設備	半面につき2時間ごと	1,100	
瀬戸市体育館第2競技場	照明設備	半面につき2時間ごと	550	

瀬戸市第二体育館	照明設備	片面につき2時間ごと	880	するものとし、点灯に係る施設に他の使用者がある場合でも使用料は、申し出た者が負担するものとする。
瀬戸市体育館及び 瀬戸市第二体育館	体操器具	1種目につき	110	別表第2の単位欄の時間区分ごとに設備器具使用料を納めるものとする。
	電光式得点掲示器	一式につき	550	
	仮設舞台	一式につき	440	
	舞台用照明器具	一式につき	1,100	
	放送設備	一式につき	550	
	マイクロフォン	1本につき	110	
	折りたたみ椅子	1個につき	10	
	机	1個につき	20	
	フロアーシート	1枚につき	10	

(瀬戸市立学校体育施設使用料条例の一部改正)

第3条 瀬戸市立学校体育施設使用料条例(平成14年瀬戸市条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

施設	単位	金額
小学校屋内運動場	1時間につき	210円
中学校屋内運動場	1時間につき	310円
中学校柔剣道場	1時間につき	50円
中学校校庭	30分につき	1,360円

(瀬戸市定光寺野外活動センター条例の一部改正)

第4条 瀬戸市定光寺野外活動センター条例(昭和60年瀬戸市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第5条関係)

区分			金額	
			団体	一般
キャンプ場	テント場	常設テント、移動テント、持ち込みテ	円	円

		ント各1張1回につき	440	880
	炊飯場	1人1回につき	110	220
	営火場	1人1回につき	50	110
集会室	第1集会室	午前9時～午後1時	550	1,100
		午後1時～午後5時	550	1,100
		午後5時～午後9時	550	1,100
		午後9時～翌日午前9時	550	1,100
	第2集会室	午前9時～午後1時	550	1,100
		午後1時～午後5時	550	1,100
		午後5時～午後9時	550	1,100
		午後9時～翌日午前9時	550	1,100
	第3集会室	午前9時～午後1時	550	1,100
		午後1時～午後5時	550	1,100
		午後5時～午後9時	550	1,100
		午後9時～翌日午前9時	550	1,100
	第4集会室	午前9時～午後1時	550	1,100
		午後1時～午後5時	550	1,100
		午後5時～午後9時	550	1,100
		午後9時～翌日午前9時	550	1,100
会議室		午前9時～午後1時	550	1,100
		午後1時～午後5時	550	1,100
		午後5時～午後9時	550	1,100
研修室	研修室1	午前9時～午後1時	550	1,100
		午後1時～午後5時	550	1,100
		午後5時～午後9時	550	1,100
		午後9時～翌日午前9時	550	1,100
	研修室2	午前9時～午後1時	550	1,100
		午後1時～午後5時	550	1,100
		午後5時～午後9時	550	1,100
		午後9時～翌日午前9時	550	1,100
	研修室3	午前9時～午後1時	550	1,100
		午後1時～午後5時	550	1,100
		午後5時～午後9時	550	1,100
		午後9時～翌日午前9時	550	1,100
	身障者室		午前9時～午後1時	550

	午後1時～午後5時	550	1,100
	午後5時～午後9時	550	1,100
	午後9時～翌日午前9時	550	1,100
浴室	1人1回につき	50	110
炊飯室	1人3時間につき	110	220
食堂	1人3時間につき	50	110

備考 <省略>

別表第2（第5条関係）

区分	単位	金額
炊飯セット	一式1回につき	円 330
飯ごう	1個1回につき	50
なべ	1個1回につき	50
やかん	1個1回につき	50
寝具	一式1回につき	240

備考 <省略>

（尾張東部（瀬戸）地域文化広場の管理に関する条例の一部改正）

第5条 尾張東部（瀬戸）地域文化広場の管理に関する条例（昭和57年瀬戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（入館料） 第12条 <省略> 2 入館料の額は、1人1回につき <u>110円</u> （20人以上の団体にあつては、80円）とする。 ただし、次に掲げる者は、無料とする。 （1）から（6）まで <省略> 3 <省略>	（入館料） 第12条 <省略> 2 入館料の額は、1人1回につき <u>100円</u> （20人以上の団体にあつては、80円）とする。 ただし、次に掲げる者は、無料とする。 （1）から（6）まで <省略> 3 <省略>

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

区分				金額							
				午前	午後	夜間	全日	繰上・延長時間			
				9時～12時	13時～17時	18時～21時30分	9時～21時30分	8時30分～9時	12時～13時	17時～18時	21時30分以降 (1時間につき)
文化ホール	舞台練習及び催物準備のため使用する場合	平日	円 7,700	円 11,550	円 14,630	円 29,260	円 2,640	円 3,300	円 3,630	円 5,390	
		土曜日、日曜日及び祝日	10,780	16,170	20,570	41,140	3,740	4,620	5,170	7,590	
		その他の場合	平日	25,740	38,610	48,840	97,790	—	11,110	12,540	18,040
			土曜日、日曜日及び祝日	35,970	54,010	68,200	136,400	—	15,510	17,600	25,300
	楽屋	楽屋第1号	1,210	1,870	2,420	4,840	440	440	550	880	
		楽屋第2号	550	990	1,210	2,530	220	220	330	440	
		楽屋第3号	990	1,540	1,870	3,850	330	330	440	770	
		楽屋第4号	990	1,540	1,870	3,850	330	330	440	770	
	リハーサル室	第1リハーサル室	2,090	3,300	4,070	8,140	770	880	990	1,540	
		第2リハーサル室	990	1,540	1,870	3,850	330	330	440	770	
		第3リハーサル室	550	990	1,210	2,530	220	220	330	440	
	文化交流館	会議室	第11会議室	1,210	1,650	1,870	4,290	330	440	440	770
			第12会議室	1,760	2,530	2,860	6,490	440	770	770	990
			第13会議室	1,210	1,650	1,870	4,290	330	440	440	770
第21会議室			1,540	2,200	2,530	5,610	440	550	770	990	
第22会議室			3,520	4,730	5,500	12,430	990	1,540	1,540	1,980	
第31会議室			5,500	7,260	8,580	19,360	1,540	2,420	2,420	3,190	
第32会議室			880	1,320	1,650	3,300	220	330	440	550	
和室		2,530	3,850	4,840	9,680	880	990	1,210	1,760		
ギャラリー	1,210	1,650	1,870	4,290	330	440	440	770			
茶室	1,760	2,640	3,410	6,930	550	770	880	1,210			

備考 <省略>

別表第3（第5条関係）

区分		単位	金額
文化ホール	舞台関係附属 設備	オーケストラピット	1 基 円 8,360
		音響反射板	1 式 6,380
		中せり	1 基 1,210
		小せり	1 基 990
		合唱台	1 台 770
		所作台	1 式 8,360
		平台	1 台 220
		金びょうぶ	1 双 1,210
		銀びょうぶ	1 双 1,210
		長座布団	1 枚 130
		高座布団	1 枚 130
		ひもうせん	1 枚 160
		浅黄幕	1 枚 550
		しゃ幕	1 枚 550
		地がすり	1 枚 550
		上敷	1 枚 220
		指揮台	1 台 220
		譜面台	1 台 50
		譜面灯	1 個 50
		演台（花台付）	1 式 990
		司会者卓	1 台 220
		大太鼓	1 式 550
		鳥屋囲	1 式 550
		雪かご	1 式 330
		机	1 脚 50
		いす	1 脚 20
		移動式黒板	1 台 220
		移動式掲示板	1 台 220
		DVDプレーヤー	1 台 1,210
	液晶プロジェクター	1 台 1,870	
	ビデオデッキ	1 台 1,210	
スクリーン	1 式 1,210		
音響関係附属	フルコンサートピアノ（A）	1 台 7,700	

設備	フルコンサートピアノ (B)	1台	5,060
	セミコンサートピアノ	1台	3,850
	アップライトピアノ	1台	1,870
	ティンパニー	1式	2,530
	バスドラム	1台	550
	拡声装置	1式	3,190
	マイクロフォン (コンデンサー)	1本	1,210
	マイクロフォン (ダイナミック)	1本	990
	ワイヤレスマイクロフォン	1本	1,540
	つりマイクロフォン	1式	1,210
	エレベーターマイク	1基	1,210
	カセットテープレコーダー	1台	1,210
	MDレコーダー	1台	1,210
	CDプレーヤー	1台	1,210
	残響付加装置	1式	3,190
	移動用音響調整卓 (A)	1台	3,850
	移動用音響調整卓 (B)	1台	1,210
	跳ね返りスピーカー	1台	550
	ステージスピーカー	1台	1,870
	照明関係附属 設備	サスペンションライト	1列
ボーダーライト		1列	1,210
アッパーホリゾンライト		1式	2,530
ロアーホリゾンライト		1式	1,210
シーリングライト		1式	3,850
フロントサイドライト		1式	4,400
スポットライト (1キロワット)		1基	270
スポットライト (500ワット)		1基	220
パーライト		1基	330
フットライト		1列	880
花道フットライト		1列	330
ミラーボール		1基	550
ストリップライト		1本	270
トーメンタルライト		1式	2,530
第1タワーライト		1式	3,040
第2タワーライト		1式	3,040

		ピンスポットライト（2キロワット）	1基	990
		コンダクタースポットライト	1基	550
		エフェクトマシン	1基	1,210
		カッターライト	1基	550
		スモークマシン	1台	2,530
		先玉（元玉付）	1個	220
		種板	1枚	110
		電源設備	1キロワット	220
文化交流館	拡声装置		1式	990
	液晶プロジェクター（スクリーン付）		1台	1,870
	ビデオデッキ		1台	1,210
	DVDプレーヤー		1台	1,210
	移動用スクリーン		1式	550
	テレビモニター		1台	550
	移動ステージ（第31会議室用・和室用）		1式	550
	パネル		1枚	110
	演台		1式	330
	茶道具		1式	1,210

備考 <省略>

（瀬戸市新世紀工芸館条例の一部改正）

第6条 瀬戸市新世紀工芸館条例（平成11年瀬戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（使用料等）</p> <p>第7条 施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の研修費又は使用料（以下「使用料等」という。）を納付しなければならない。</p>	<p>（使用料等）</p> <p>第7条 施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の研修費又は使用料（以下「使用料等」という。）を納付しなければならない。</p>

<p>(1) 研修費は、研修生1人当たり月額<u>20,950円</u>とする。</p> <p>(2) 工芸館の展示室において展示を行う場合の使用料は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">展示室の種類</th> <th style="width: 25%;">単位</th> <th style="width: 25%;">金額</th> <th style="width: 25%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ギャラリー1</td> <td><省略></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円 <u>620</u></td> </tr> <tr> <td>ギャラリー2</td> <td><省略></td> <td><u>3,870</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ギャラリー3</td> <td><省略></td> <td><u>3,350</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ギャラリー4</td> <td><省略></td> <td><u>1,670</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ギャラリー5</td> <td><省略></td> <td><u>6,910</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 工芸館の体験工房において作陶又は絵付けの体験を行う場合の使用料は、作陶にあつては1人当たり1回<u>1,670円</u>以内、絵付けにあつては1人当たり1回<u>520円</u>以内において規則で定める額とする。</p> <p>(4)及び(5) <省略></p> <p>2及び3 <省略></p>	展示室の種類	単位	金額		ギャラリー1	<省略>		円 <u>620</u>	ギャラリー2	<省略>	<u>3,870</u>		ギャラリー3	<省略>	<u>3,350</u>		ギャラリー4	<省略>	<u>1,670</u>		ギャラリー5	<省略>	<u>6,910</u>		<p>(1) 研修費は、研修生1人当たり月額<u>20,570円</u>とする。</p> <p>(2) 工芸館の展示室において展示を行う場合の使用料は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">展示室の種類</th> <th style="width: 25%;">単位</th> <th style="width: 25%;">金額</th> <th style="width: 25%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ギャラリー1</td> <td><省略></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円 <u>610</u></td> </tr> <tr> <td>ギャラリー2</td> <td><省略></td> <td><u>3,800</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ギャラリー3</td> <td><省略></td> <td><u>3,290</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ギャラリー4</td> <td><省略></td> <td><u>1,640</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ギャラリー5</td> <td><省略></td> <td><u>6,780</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 工芸館の体験工房において作陶又は絵付けの体験を行う場合の使用料は、作陶にあつては1人当たり1回<u>1,640円</u>以内、絵付けにあつては1人当たり1回<u>510円</u>以内において規則で定める額とする。</p> <p>(4)及び(5) <省略></p> <p>2及び3 <省略></p>	展示室の種類	単位	金額		ギャラリー1	<省略>		円 <u>610</u>	ギャラリー2	<省略>	<u>3,800</u>		ギャラリー3	<省略>	<u>3,290</u>		ギャラリー4	<省略>	<u>1,640</u>		ギャラリー5	<省略>	<u>6,780</u>	
展示室の種類	単位	金額																																															
ギャラリー1	<省略>		円 <u>620</u>																																														
ギャラリー2	<省略>	<u>3,870</u>																																															
ギャラリー3	<省略>	<u>3,350</u>																																															
ギャラリー4	<省略>	<u>1,670</u>																																															
ギャラリー5	<省略>	<u>6,910</u>																																															
展示室の種類	単位	金額																																															
ギャラリー1	<省略>		円 <u>610</u>																																														
ギャラリー2	<省略>	<u>3,800</u>																																															
ギャラリー3	<省略>	<u>3,290</u>																																															
ギャラリー4	<省略>	<u>1,640</u>																																															
ギャラリー5	<省略>	<u>6,780</u>																																															

(瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例の一部改正)

第7条 瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例（平成15年瀬戸市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

区分		金額						
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時	22時以降 (1時間につき)
マルチメディア 電子会議室	平日	円 6,590	円 8,770	円 8,770	円 17,550	円 19,740	円 28,520	円 2,630
	土曜日、日曜日及び祝日	7,250	9,650	9,650	19,310	21,720	31,380	2,900

研修室 1	2,770	3,690	3,690	7,390	8,310	12,010	1,110
研修室 2	4,500	6,000	6,000	12,000	13,500	19,500	1,800
スタジオ 1	1,160	1,550	1,550	3,100	3,480	5,030	460
スタジオ 2	2,830	3,790	3,790	7,580	8,530	12,330	1,140
録音室	160	230	230	460	520	750	70
インターネットコーナー	4,450	5,940	5,940	11,880	13,360	19,300	1,780
会議室 1	430	580	580	1,150	1,300	1,870	170
会議室 2	430	580	580	1,150	1,300	1,870	170

(パーティセと市民交流センター条例の一部改正)

第 8 条 パルティセと市民交流センター条例 (平成 16 年瀬戸市条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 7 条関係)

区分	金額							
	午前	午後	夜間	全日	繰上・延長時間			
	9時～12時	13時～17時	18時～21時30分	9時～21時30分	8時30分～9時	12時～13時	17時～18時	21時30分以降(1時間につき)
第 1 会議室	円 1,460	円 2,200	円 2,820	円 5,550	円 410	円 520	円 730	円 830
第 2 会議室	1,360	2,090	2,510	5,230	410	520	620	730
大会議室	2,820	4,290	5,340	10,790	830	1,040	1,360	1,570
マルチメディアルーム	5,860	8,800	11,100	22,310	1,780	2,200	3,030	3,350
第 1 学習室	2,300	3,450	4,400	8,800	730	830	1,150	1,360
第 2 学習室	2,300	3,450	4,400	8,800	730	830	1,150	1,360
アリーナ	10,260	15,400	19,480	38,970	3,030	3,770	5,230	5,860
フィットネスジム	210 円/1 回							

備考 <省略>

(瀬戸市地域交流センター条例の一部改正)

第9条 瀬戸市地域交流センター条例（平成22年瀬戸市条例第28号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第8条、第18条関係）		別表第2（第8条、第18条関係）	
使用面積	使用時間1時間ごとの単価（円）	使用面積	使用時間1時間ごとの単価（円）
20㎡未満	<u>210</u>	20㎡未満	<u>200</u>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
40㎡以上60㎡未満	<u>620</u>	40㎡以上60㎡未満	<u>610</u>
60㎡以上80㎡未満	<u>830</u>	60㎡以上80㎡未満	<u>820</u>
80㎡以上100㎡未満	<u>1,040</u>	80㎡以上100㎡未満	<u>1,020</u>
100㎡以上120㎡未満	<u>1,250</u>	100㎡以上120㎡未満	<u>1,230</u>
120㎡以上140㎡未満	<u>1,460</u>	120㎡以上140㎡未満	<u>1,440</u>
140㎡以上160㎡未満	<u>1,670</u>	140㎡以上160㎡未満	<u>1,640</u>
160㎡以上180㎡未満	<u>1,880</u>	160㎡以上180㎡未満	<u>1,850</u>
180㎡以上	<u>2,090</u>	180㎡以上	<u>2,050</u>
備考 <省略>		備考 <省略>	

（瀬戸市宮前地下街使用条例の一部改正）

第10条 瀬戸市宮前地下街使用条例（昭和26年瀬戸市条例第49号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料)	(使用料)
第3条 店舗の使用料は、1店舗につき月額 <u>1万4,300円</u> とする。	第3条 店舗の使用料は、1店舗につき月額 <u>1万4,040円</u> とする。

（瀬戸市春雨墓苑条例の一部改正）

第 1 1 条 瀬戸市春雨墓苑条例（昭和 4 5 年瀬戸市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料) 第 8 条 <省略> 2 使用料は、墓地永代使用料及び環境整備料とし、その額は、使用の許可を受けた墓地の地積に、墓地永代使用料にあつては 1 平方メートル当たり 2 0 万円以内、環境整備料にあつては 1 平方メートル当たり <u>3 9 6 円</u> 以内において規則で定める額を乗じて得た額（墓地永代使用料にあつては 1, 0 0 0 円未満、環境整備料にあつては 1 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。	(使用料) 第 8 条 <省略> 2 使用料は、墓地永代使用料及び環境整備料とし、その額は、使用の許可を受けた墓地の地積に、墓地永代使用料にあつては 1 平方メートル当たり 2 0 万円以内、環境整備料にあつては 1 平方メートル当たり <u>3 8 8 円</u> 以内において規則で定める額を乗じて得た額（墓地永代使用料にあつては 1, 0 0 0 円未満、環境整備料にあつては 1 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

（瀬戸市斎苑条例の一部改正）

第 1 2 条 瀬戸市斎苑条例（平成 8 年瀬戸市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 施設使用料（第 7 条関係）

区分		金額	
		市内在住者	市外在住者
斎場	午前 8 時 3 0 分から 午後 0 時 3 0 分まで	円 1 2, 8 1 0	円 2 5, 6 2 0
	午後 0 時 3 0 分から 午後 4 時 3 0 分まで	1 2, 8 1 0	2 5, 6 2 0
	午後 4 時 3 0 分から 翌日の午前 8 時 3 0 分まで	5 1, 2 6 0	1 0 2, 5 2 0
遺体安置室	2 4 時間以内	1, 0 6 0	2, 1 2 0

		延長時間（1時間につき）	100	200
待合室	和室	1室につき3時間以内	3,200	6,400
	洋室	1室につき3時間以内	3,200	6,400

備考 <省略>

（瀬戸市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第13条 瀬戸市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例（昭和49年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第10条関係）			別表（第10条関係）		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
大広間	<省略>	円 <u>3,300</u>	大広間	<省略>	円 <u>3,240</u>
会議室	<省略>	<u>1,100</u>	会議室	<省略>	<u>1,080</u>
和室	<省略>	<u>1,100</u>	和室	<省略>	<u>1,080</u>
作業室	<省略>	<u>2,200</u>	作業室	<省略>	<u>2,160</u>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

（瀬戸市立休日急病診療所条例の一部改正）

第14条 瀬戸市立休日急病診療所条例（平成28年瀬戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料等) 第10条 <省略>	(使用料等) 第10条 <省略>

<p>2 使用料の種類及び額は、次に掲げる各号の診察に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 前号の規定により使用料を算定する場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる診療以外の診療 前号の規定により算定した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額</p> <p>(3) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる診療 健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により算定した額に1.5を乗じた額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額</p> <p>3から5まで <省略></p>	<p>2 使用料の種類及び額は、次に掲げる各号の診察に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 前号の規定により使用料を算定する場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる診療以外の診療 前号の規定により算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額</p> <p>(3) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる診療 健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により算定した額に1.5を乗じた額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額</p> <p>3から5まで <省略></p>
--	--

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

区分		単位	手数料の額
普通診断書		1通につき	1,650円
死亡診断書		1通につき	3,300円
精密診断書		1通につき	3,300円
死体検案書		1通につき	3,300円
証 明 書	医師以外によるもの	1通につき	1,100円以内
	医師によるもので学校等提出用のもの	1通につき	1,100円以内
	医師によるもので学校等提出用以外のもの	1通につき	1,650円

（瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正）

第15条 瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年瀬戸市

条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第8条関係)			別表(第8条関係)		
種類	区分	金額	種類	区分	金額
し尿	定額制	1人につき月額 <u>440円</u>	し尿	定額制	1人につき月額 <u>432円</u>
		1世帯につき月額 <u>314円</u>			1世帯につき月額 <u>308円</u>
	従量制	20リットルにつき <u>225円</u>	従量制	20リットルにつき <u>221円</u>	
	臨時	1回につき <u>655円</u>	臨時	1回につき <u>643円</u>	
粗大ごみ		1個につき <u>840円</u>	粗大ごみ		1個につき <u>820円</u>
備考 <省略>			備考 <省略>		

(瀬戸市道路占用料条例の一部改正)

第16条 瀬戸市道路占用料条例(昭和48年瀬戸市条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(占用料)	(占用料)
第4条 占用料は、別表のとおりとする。ただし、 占用の期間が1月未満の占用についての占用料は、同表により算出した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。	第4条 占用料は、別表のとおりとする。ただし、 占用の期間が1月未満の占用についての占用料は、同表により算出した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。
2 <省略>	2 <省略>

(瀬戸市公共用物の管理に関する条例の一部改正)

第17条 瀬戸市公共用物の管理に関する条例(平成5年瀬戸市条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(占用料等の徴収)</p> <p>第7条 占用者等から、年度ごとに当該年度内において許可を受けた占用等の期間又は数量に応じて、次に定めるところにより、土地占用料、流水占用料又は産出物採取料（以下「占用料等」という。）を徴収する。</p> <p>(1) 土地占用料は、別表第1により算出した額。ただし、当該土地の占用の期間が1月未満の場合は、同表により算出した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 流水占用料は、別表第2により算出した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額</p> <p>(3) 産出物採取料は、別表第3により算出した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額</p> <p>2 <省略></p>	<p>(占用料等の徴収)</p> <p>第7条 占用者等から、年度ごとに当該年度内において許可を受けた占用等の期間又は数量に応じて、次に定めるところにより、土地占用料、流水占用料又は産出物採取料（以下「占用料等」という。）を徴収する。</p> <p>(1) 土地占用料は、別表第1により算出した額。ただし、当該土地の占用の期間が1月未満の場合は、同表により算出した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 流水占用料は、別表第2により算出した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額</p> <p>(3) 産出物採取料は、別表第3により算出した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額</p> <p>2 <省略></p>

(瀬戸市河川管理条例の一部改正)

第18条 瀬戸市河川管理条例（平成12年瀬戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(流水占用料等の徴収)</p> <p>第5条 法第23条から第25条までの許可を受けた者から、次に定める流水占用料、土地占用料又は河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）の額を徴収する。</p> <p>(1) 流水占用料は、別表第1により算出した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額</p>	<p>(流水占用料等の徴収)</p> <p>第5条 法第23条から第25条までの許可を受けた者から、次に定める流水占用料、土地占用料又は河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）の額を徴収する。</p> <p>(1) 流水占用料は、別表第1により算出した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額</p>

(2) 土地占用料は、別表第2により算出した額。 ただし、当該土地の占用の期間が1月未満の 場合は、同表により算出した額に <u>100分の</u> <u>110</u> を乗じて得た額	(2) 土地占用料は、別表第2により算出した額。 ただし、当該土地の占用の期間が1月未満の 場合は、同表により算出した額に <u>100分の</u> <u>108</u> を乗じて得た額
(3) 河川産出物採取料は、別表第3により算出 した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額	(3) 河川産出物採取料は、別表第3により算出 した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額

(瀬戸市都市公園条例の一部改正)

第19条 瀬戸市都市公園条例（昭和39年瀬戸市条例第23号）の一部
を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第11条関係）		別表第2（第11条関係）	
区分	金額 <u>(円)</u>	区分	金額 <u>円</u>
道路法（昭和27年法 律第180号）第32 条第1項第1号及び第 2号に掲げる工作物又 は物件を設ける場合	瀬戸市道路占用料条 例（昭和48年瀬戸市 条例第19号）第4条 の規定の例により算定 した額	道路法（昭和27年法 律第180号）第32 条第1項第1号及び第 2号に掲げる工作物又 は物件を設ける場合	瀬戸市道路占用料条 例（昭和48年瀬戸市 条例第19号）第4条 の規定の例により算定 した額
法第6条第1項若しく は第3項の許可を受け て仮設工作物を設ける 場合又は第4条第1項 若しくは第3項の許可 を受けて行為をする場 合	8時30分から12時 30分まで <u>550</u>	法第6条第1項若しく は第3項の許可を受け て仮設工作物を設ける 場合又は第4条第1項 若しくは第3項の許可 を受けて行為をする場 合	8時30分から12時 30分まで <u>540</u>
	12時30分から17 時まで <u>550</u>		12時30分から17 時まで <u>540</u>
	17時から21時まで <u>550</u>		17時から21時まで <u>540</u>
有料公園施設を使用す る場合	9時から12時まで <u>440</u>	有料公園施設を使用す る場合	9時から12時まで <u>430</u>

	13時から16時30分まで <u>440</u>
	17時30分から21時まで <u>440</u>
	13時から16時30分まで <u>430</u>
	17時30分から21時まで <u>430</u>

(瀬戸市水道事業給水条例の一部改正)

第20条 瀬戸市水道事業給水条例（昭和35年瀬戸市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																								
(加入分担金)	(加入分担金)																																								
第9条の2 <省略>	第9条の2 <省略>																																								
2 加入分担金の額は、次の表の左欄に掲げる水道メーターの口径の区分に対応する同表の右欄に掲げる金額（給水装置の改造の工事に係る加入分担金については、当該給水装置の改造後の水道メーターの口径に対応する金額から当該給水装置の改造前の水道メーターの口径に対応する金額を控除した後の額）とする。	2 加入分担金の額は、次の表の左欄に掲げる水道メーターの口径の区分に対応する同表の右欄に掲げる金額（給水装置の改造の工事に係る加入分担金については、当該給水装置の改造後の水道メーターの口径に対応する金額から当該給水装置の改造前の水道メーターの口径に対応する金額を控除した後の額）とする。																																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">水道メーターの口径</th> <th style="width: 50%;">加入分担金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ミリメートル</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;"><u>96,800</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;"><u>228,800</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: center;"><u>357,500</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40</td> <td style="text-align: center;"><u>916,300</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;"><u>1,431,100</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">75</td> <td style="text-align: center;"><u>3,219,700</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;"><u>5,725,500</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">150</td> <td style="text-align: center;"><u>12,881,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	水道メーターの口径	加入分担金の額	ミリメートル	円	13	<u>96,800</u>	20	<u>228,800</u>	25	<u>357,500</u>	40	<u>916,300</u>	50	<u>1,431,100</u>	75	<u>3,219,700</u>	100	<u>5,725,500</u>	150	<u>12,881,000</u>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">水道メーターの口径</th> <th style="width: 50%;">加入分担金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ミリメートル</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;"><u>95,040</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;"><u>224,640</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: center;"><u>351,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40</td> <td style="text-align: center;"><u>899,640</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;"><u>1,405,080</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">75</td> <td style="text-align: center;"><u>3,161,160</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;"><u>5,621,400</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">150</td> <td style="text-align: center;"><u>12,646,800</u></td> </tr> </tbody> </table>	水道メーターの口径	加入分担金の額	ミリメートル	円	13	<u>95,040</u>	20	<u>224,640</u>	25	<u>351,000</u>	40	<u>899,640</u>	50	<u>1,405,080</u>	75	<u>3,161,160</u>	100	<u>5,621,400</u>	150	<u>12,646,800</u>
水道メーターの口径	加入分担金の額																																								
ミリメートル	円																																								
13	<u>96,800</u>																																								
20	<u>228,800</u>																																								
25	<u>357,500</u>																																								
40	<u>916,300</u>																																								
50	<u>1,431,100</u>																																								
75	<u>3,219,700</u>																																								
100	<u>5,725,500</u>																																								
150	<u>12,881,000</u>																																								
水道メーターの口径	加入分担金の額																																								
ミリメートル	円																																								
13	<u>95,040</u>																																								
20	<u>224,640</u>																																								
25	<u>351,000</u>																																								
40	<u>899,640</u>																																								
50	<u>1,405,080</u>																																								
75	<u>3,161,160</u>																																								
100	<u>5,621,400</u>																																								
150	<u>12,646,800</u>																																								
3及び4 <省略>	3及び4 <省略>																																								

<p>(料金)</p> <p>第30条 料金は、給水料及びメーター使用料とする。</p> <p>(1) 給水料の額は、次の表に定めるところにより算出した基本料金と超過料金の額にそれぞれ<u>100分の110</u>を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を合算した額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;"><省略></div> <p>(2) メーター使用料の額は、次の表に定めるところにより算出した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;"><省略></div>	<p>(料金)</p> <p>第30条 料金は、給水料及びメーター使用料とする。</p> <p>(1) 給水料の額は、次の表に定めるところにより算出した基本料金と超過料金の額にそれぞれ<u>100分の108</u>を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を合算した額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;"><省略></div> <p>(2) メーター使用料の額は、次の表に定めるところにより算出した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;"><省略></div>
--	--

(瀬戸市下水道条例の一部改正)

第21条 瀬戸市下水道条例（昭和45年瀬戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の額)</p> <p>第13条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、次の表に定めるところにより算出した基本使用料と超過使用料の額にそれぞれ<u>100分の110</u>を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を合算した額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;"><省略></div>	<p>(使用料の額)</p> <p>第13条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、次の表に定めるところにより算出した基本使用料と超過使用料の額にそれぞれ<u>100分の108</u>を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を合算した額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;"><省略></div>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条から第3条まで、第5条から第8条まで、第10条、第12条、第13条及び第19条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に施設等の使用又は利用の許可を受けた者に係る使用料又は利用料について適用し、施行日前に施設等の使用又は利用の許可を受けた者に係る使用料又は利用料については、なお従前の例による。
- 3 第20条の規定による改正後の瀬戸市水道事業給水条例（次項において「改正後の条例」という。）第9条の2第2項の規定は、施行日以後に給水装置の新設又は改造の工事について申込み及び承認がされたものに係る加入分担金について適用し、施行日前に給水装置の新設又は改造の工事について申込み及び承認がされたものに係る加入分担金については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第30条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいい、当該確定した日がない場合には、水道の使用を開始した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）に係る料金については、なお従前の例による。
- 5 第21条の規定による改正後の瀬戸市下水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して使用している公共下水道で、施行日から令和元年

10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である公共下水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいい、当該確定した日がない場合には、公共下水道の使用を開始した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）に係る使用料については、なお従前の例による。

6 前2項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。